

## 折に触れ 四字熟語

### NO. 6 『舞文弄法』 ぶぶん ろうほう

< 意味 > 法の条文を都合のいいように解釈して、乱用すること。「舞」「弄」ともに、もてあそぶ、思うように動かす意。訓読すると「文を舞<sup>ま</sup>わし法を弄ぶ」

< 出典 > 「史記」 <貨殖列伝第六十九>

『吏士舞文弄法、刻章偽書、不避刀鋸之誅者、没於賂遺也。』

読み下し：『吏士、文を舞<sup>ま</sup>はし法を弄し、章を刻み書を偽り、刀鋸<sup>とうきょ</sup>の誅を避けざる者は、賂遺<sup>ろい おか</sup>を没すなり。』

通 釈：役人が法律の条文をもてあそび、公印や公文書を偽造し、厳罰を受けるのを恐れないのは、賄賂をむさぼるからである。

一 言：NO. 5の続きになります。

某知事の人格というかキャラクターにぴったりの四字熟語はまだ見つけていませんが、彼が行っていることは<意味>に書いてある内容そのものだと私は思います。知事はしきりに違法性はない、と主張していますが、法の曖昧さを旨く利用しているということは、法を弄んでいるとも言えるでしょう。いかがでしょうか。

賂遺はワイロのこと。同様の意味の「舞文巧法（ぶぶんこうほう）」「舞文弄墨（ぶぶんろうぼく）」もあります。

参考文献：三省堂「四字熟語辞典」 漢検「四字熟語辞典」 新釈漢文大系「史記十四（列伝七）」